

令和 8(2026)年度

学校いじめ防止基本方針

大阪市立住吉中学校

1 いじめの定義(いじめ防止対策推進法 第2条より)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ・「学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。)をいう。
- ・「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- ・「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

<参考 URL(いじめ防止対策推進法)>

https://elaws.e-gov.go.jp/document?lawid=425AC1000000071_20221001_503AC0000000027

2 本校のいじめに関する基本姿勢について

本校では「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得る。」という認識のもと、本校独自の学校いじめ防止基本方針を策定し、いじめの未然防止を最優先に取り組む。また、早期発見・早期解決をめざし、全教職員が共通認識を持って日々の教育活動にあたる。

3 いじめの未然防止に向けた取組

<基本姿勢>

いじめの未然防止をめざすには、全ての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌づくりが必要である。

本校では人権総合学習を柱に、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重できる集団を育成することにより、全ての生徒が安心・安全に学校生活を送ることのできる環境づくりを推進する。また、全ての生徒が、学校行事等へ主体的に参加できる場面を設定し、自己有用感や充実感を得るための環境を整えることも、いじめの未然防止の観点から重要である。

(1) 授業での取組

- ・生活指導の基本は日々の教科指導であり、学力向上を図ることはもちろんのこと、生徒が学習の達成感や充実感を得ながらお互いの人格を尊重できる集団を育成する。
- ・研究授業により、教職員がお互いの教授法を確認及び研究することで、生徒がわかる授業を推進する。

(2) 自己有用感を高める取組

- ・部活動や生徒会活動を活発に行い、生徒に学校を自身の手でより良くしようとする意識を持たせる。
- ・生徒を地域行事のボランティア等に参加させ、普段の学校生活では経験できない体験をすることにより、新たな自分自身の発見や、地域を大切にすることを心を持たせる。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成

- ・人権総合学習を軸に共生・国際理解・地域連携などの取組を推進し、命の大切さやお互いを思いやる気持ちを育み、いじめや差別を絶対に許さない教育を徹底する。
- ・班活動等を通じて仲間を大切にする集団づくりを進め、お互いを深く知ることで、仲間の些細な変化を生徒自身が気付き、寄り添える集団を育成する。

(4) 保護者への啓発及びいじめアンケート等の取組

- ・インターネット等によるいじめを防止するために、スマートフォン等の使用による誹謗中傷の書き込み等がないよう、保護者に啓発文書を配付する。

4 いじめの早期発見への取組

<基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくいように行われると認識し、些細なことでも見逃すことなく、いじめの疑いを持って積極的に認知する。

(1) 日常時の取組

- ・登校指導や朝学活で生徒の些細な変化を見つけ、教職員が情報共有することにより、早期にさらなる情報の収集を図る。
- ・休み時間等は、教職員が教室付近にいない状態を避け、生徒の変化に気付けるように努める。
- ・気になる生徒には早期に面談を行い、情報収集にあたる。また、必要に応じて家庭訪問等により、保護者との情報共有及び連携を行う。

(2) 教育相談及びいじめアンケート等の実施

- ・全ての生徒を対象とした教育相談を実施し、安心・安全な教育活動を進める。
- ・学習者用端末を活用し、学期ごとのいじめアンケートや相談申告機能等による生徒が悩み事を教職員に安心して相談できる環境づくりに努める。また、相談担当となった教職員は、速やかに話を聞き取り、関係教職員と情報共有を行う。

5 いじめの早期解決に向けた取組

<基本姿勢>

いじめを認知した場合には、特定の教職員で抱え込むことなく組織的に対応する。指導に当たっては、教育的配慮のもと、毅然とした態度で行う。その際、謝罪の会などを形式的に行うのではなく、社会性の向上、個人の尊厳を重視する。

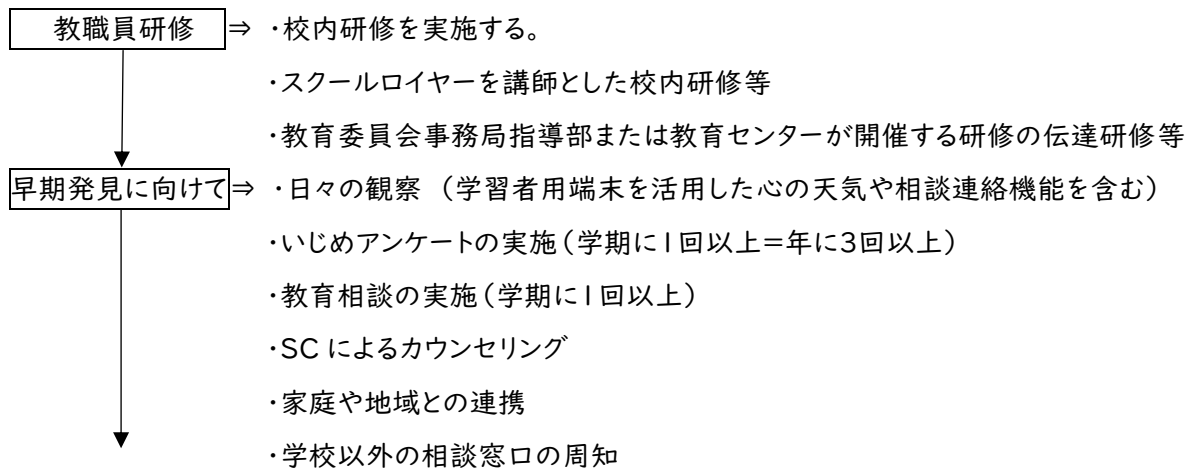
(1) いじめ事案にかかる校内組織について

- ・「いじめ防止対策推進法」第22条に則り、本校では「いじめ対策委員会」を設置し、組織的な対応に備える。構成メンバーは次のとおりである。
- ・いじめ対策委員会では、本方針に沿った年間計画の作成、校内研修の実施、事案の検証等を行う。
- ・いじめの疑いにかかる情報については、適宜開催している主任会をいじめ対策委員会として共有を図り、事案に応じて構成メンバーを増員した臨時の会議を速やかに開催し、指導及び支援の方針を決定する。
- ・事案に応じて、関係諸機関との連携を図る。

(構成メンバー)

校長（委員長）、教頭、生徒指導主事、同和教育担当者（人権教育担当者）、教務主任が中心となり、事案に応じて養護教諭、当該生徒の担任、学年主任、生活指導部担当者、部活動顧問等を加える。

6 いじめ対応フロー図



いじめの疑いがある可能性に気付いたとき

